

人材確保指針に関連する厚生労働省の取組について（平成 19～20 年度）

1 労働環境の整備の推進等

(1) 労働環境の改善

① 給与等

人材確保指針に規定される人材確保のために取り組むべき措置	担当部局	施策の概要	実施状況	20年度予算(案)の状況	今後の対応
<p>ア キャリアと能力に見合う給与体系の構築等を図るとともに、他の分野における労働者の給与水準、地域の給与水準等も踏まえ、適切な給与水準を確保すること。なお、給与体系の検討に当たっては、国家公務員の福祉職俸給表等も参考とすること。(経営者、関係団体等)</p>	<p>社会・援護局福祉基盤課</p>	<p>○ 人材確保指針の周知</p>	<p>○ 人材確保指針について、</p> <p>① 都道府県、関係団体に対し、その周知に関して協力を依頼する旨を通知</p> <p>② 9月18日に開催された障害保健福祉担当主管課長会議において、説明を行うとともに、資料を配付</p> <p>③ 厚生労働省ホームページに関係資料を掲載するなどの取組を実施。</p> <p>《リンク》 http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/dl/fukusijinza_i.pdf</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>イ 質の高い福祉・介護サービスを提供するためには、質の高い人材を確保する必要があることを踏まえ、従事者に対する事業収入の適切な配分に努めること。(経営者、関係団体等)</p>					

人材確保指針に規定される人材確保のために取り組むべき措置	担当部局	施策の概要	実施状況	20年度予算(案)の状況	今後の対応
ウ 従事者の定着の状況等を勘案し、必要に応じ、従事者に対する事業収入の配分の状況についての実態を把握し、福祉・介護サービス分野における経営者の全般的な状況や個別の優良事例等を公表すること。(国、地方公共団体)	老健局老人保健課	○ 介護サービス事業者等の経営実態を把握するための調査を実施。	○ 平成20年3月頃に調査票の配布を行い、同年夏頃に集計・分析を行う。(平成20年秋頃公表予定)	279百万円	○ 介護サービス事業者等の経営実態を把握するための調査を実施。
	社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課	○ 障害福祉サービス事業者等の経営実態を把握するための調査を実施。	○ 平成19年度中に調査票の配布を行い、平成20年度に集計・分析を行う。 【平成19年度予算額：24百万円】	250百万円	-
	職業安定局需給調整事業課	○ 財団法人介護労働安定センターにおいて介護分野で働く労働者の労働環境に関する問題点を明らかにするため、介護労働の実態に関する調査を実施。	○ 平成18年度調査 平成19年7月公表 ・ 平成18年度調査は3年に1度の大規模調査として実施(調査票配付数37,456事業所) 【平成19年度予算額：39百万円】	39百万円	○ 現状や課題等が的確に把握できるよう、毎年度調査項目の見直しを行っている。

② 介護報酬等の設定

人材確保指針に規定される人材確保のために取り組むべき措置	担当部局	施策の概要	実施状況	20年度予算(案)の状況	今後の対応
<p>ア 給与、物価等の経済動向や地域間の給与の格差等を勘案しつつ、従事者の給与等の水準や事業収入の従事者の給与等への分配状況を含め、経営実態や従事者の労働実態を把握すること等を通じて、国民の負担している保険料等の水準にも留意しながら、適切な水準の介護報酬等を設定すること。(国、地方公共団体)</p>	<p>老健局老人保健課</p>	<p>○ 介護報酬の見直し</p>	<p>○ 平成20年3月頃に調査票の配布を行い、同年夏頃に集計・分析を行う。(平成20年秋頃公表予定)</p>	<p>—</p>	<p>○ 介護労働者に関する介護報酬の見直しについては、次期介護報酬改定(平成21年)に向けて、事業所の経営や従事者の実態等について、調査・分析を開始。</p>
		<p>○ 介護サービス事業者等の経営実態を把握するための調査を実施。</p>	<p>○ 平成20年3月頃に調査票の配布を行い、同年夏頃に集計・分析を行う。(平成20年秋頃公表予定)</p>	<p>279百万円</p>	<p>○ 介護サービス事業者等の経営実態を把握するための調査を実施。</p>
		<p>○ 介護サービス事業者の経営方針や介護労働者の定着を図るための措置等についての実態を把握。</p>	<p>○ 介護サービス事業の実態把握のためのWTを開催し、その結果を平成19年12月10日の社会保障審議会介護給付費分会へ報告。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
	<p>社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課</p>	<p>○ 障害福祉サービス事業者等の経営実態を把握するための調査を実施。</p>	<p>○ 平成19年度中に調査票の配布を行い、平成20年度に集計・分析を行う。 【平成19年度予算額：24百万円】</p>	<p>250百万円</p>	<p>—</p>

人材確保指針に規定される人材確保のために取り組むべき措置	担当部局	施策の概要	実施状況	20年度予算(案)の状況	今後の対応
イ キャリアと能力に見合う給与体系の構築等の観点から、介護福祉士や社会福祉士等の専門性の高い人材を配置した場合の介護報酬等による評価の在り方について検討を行うこと。(国、地方公共団体)	老健局振興課	○ 介護福祉士が30%以上配置されているなど、一定の要件を満たす訪問介護事業所について、「特定事業所加算」として、介護報酬を加算。	-	-	-
	雇用均等・児童家庭局家庭福祉課	○ 児童養護施設等に家庭支援専門相談員や心理療法担当職員を配置した場合に措置費の加算を行っている。	○ 平成18年度において、家庭支援専門相談員については699か所、心理療法担当職員については488か所を実施。	児童入所施設措置費等75,255百万円の内数	-

③ 労働時間等

人材確保指針に規定される人材確保のために取り組むべき措置	担当部局	施策の概要	実施状況	20年度予算(案)の状況	今後の対応
<p>ア 週40時間労働制の適用されていない小規模の事業所における週40時間労働制の導入、完全週休2日制の普及など、労働時間の短縮の推進に努めること。</p> <p>また、仕事と家庭の両立が図られるよう、計画的付与等による有給休暇の完全取得を目指した取組や育児休業・介護休業の取得、職場内保育の充実等を推進すること。(経営者、関係団体等、国、地方公共団体)</p>	<p>雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課</p>	<p>① 育児・介護休業制度の普及・定着</p> <p>② 次世代育成支援対策推進法に基づく事業主の取組促進</p> <p>③ ファミリー・フレンドリー企業の普及・促進</p> <p>④ 従業員のために両立支援制度の導入を図る事業主に対する助成金の支給による支援</p>	<p>① 都道府県労働局において、育児休業制度や勤務時間短縮等の措置の普及・定着</p> <p>② 一般事業主行動計画策定届届出割合 大企業(301人以上) 99.8%(平成18年度末)</p> <p>③ 累計表彰企業数 304社(平成11年度~18年度)</p> <p>④ 両立支援レベルアップ助成金の支給実績 2,612百万円(平成18年度)</p> <p>【平成19年度予算額】</p> <p>④ 両立支援レベルアップ助成金 3,713百万円</p>	<p>④ 両立支援レベルアップ助成金 6,180百万円</p>	<p>—</p>

人材確保指針に規定される人材確保のために取り組むべき措置	担当部局	施策の概要	実施状況	20年度予算(案)の状況	今後の対応
イ 従事者に過重な業務の負担を強いることのないよう、適切な勤務体制を確保すること。(経営者、関係団体等)	社会・援護局福祉基盤課	○ 人材確保指針の周知	○ 人材確保指針について、 ① 都道府県、関係団体に対し、その周知に関して協力を依頼する旨を通知 ② 9月18日に開催された障害保健福祉担当主管課長会議において、説明を行うとともに、資料を配付 ③ 厚生労働省ホームページに関係資料を掲載するなどの取組を実施。 《リンク》 http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/dl/fukusi_jinzai.pdf	-	-

④ 労働関係法規の遵守等

人材確保指針に規定される人材確保のために取り組むべき措置	担当部局	施策の概要	実施状況	20年度予算(案)の状況	今後の対応
<p>ア 労働基準法（昭和22年法律第49号）や労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の労働関係法規を遵守すること。（経営者、関係団体等）</p> <p>イ 短時間労働者については、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）に基づき、通常の労働者との均衡を考慮しつつ、短時間労働者の職務の内容や職務の成果、経験等を勘案し、その賃金や教育訓練の実施その他の待遇を決定するなど、多様な人材がそれぞれの希望に応じ、その有する能力を一層発揮できる雇用環境を整備すること。（経営者、関係団体等）</p>	<p>社会・援護局福祉基盤課</p>	<p>○ 人材確保指針の周知</p>	<p>○ 人材確保指針について、</p> <p>① 都道府県、関係団体に対し、その周知に関して協力を依頼する旨を通知</p> <p>② 9月18日に開催された障害保健福祉担当主管課長会議において、説明を行うとともに、資料を配付</p> <p>③ 厚生労働省ホームページに関係資料を掲載するなどの取組を実施。</p> <p>《リンク》 http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/dl/fukusijinza.pdf</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

人材確保指針に規定される人材確保のために取り組むべき措置	担当部局	施策の概要	実施状況	20年度予算(案)の状況	今後の対応
ウ 労働関係法規や福祉・介護制度関連法規等の法令を遵守した適切な運営が確保されるよう、経営者の指導監督等を行うこと。(国、地方公共団体)	老健局振興課	○ 介護保険の法令遵守に関わるリーフレットによる事業者団体への周知等	○ 平成19年2月の全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において、介護保険の法令遵守に係わるリーフレットを作成し、事業団体向けに活用し、周知するよう都道府県に対し依頼。	—	○ 平成19年2月の全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において実施。今後は未定。
	労働基準局監督課 老健局振興課 社会援護局福祉基盤課	○ 労働関係法令の内容等に関する周知等 各種会議において労働関係法令遵守の説明を行うとともに、関係者に対し周知徹底を依頼。	—	—	○ 今後ともあらゆる機会を通じて、労働関係法令の内容等に関する周知を図る。

人材確保指針に規定される人材確保のために取り組むべき措置	担当部局	施策の概要	実施状況	20年度予算(案)の状況	今後の対応
(ウの続き)	社会・援護局障害保健福祉部 監査指導室	○ 障害福祉サービス事業者に対する都道府県による指導監督	—	—	○ 関係法令を遵守するよう、引き続き都道府県等による指導監督を実施。
	雇用均等・児童家庭局家庭福祉課、育成環境課、保育課、母子保健課	○ 児童福祉施設に対する都道府県による指導監督	—	—	○ 児童福祉法、児童福祉施設最低基準等を遵守するよう、引き続き都道府県等による指導を実施。 ○ 被措置児童の権利擁護のための体制整備を行うため、改正法案を国会提出予定。
	労働基準局監督課	○ 労働基準監督機関による監督指導等の実施	—	—	○ 社会福祉事業を行う事業場に対し、引き続き監督指導を実施。

⑤ 健康管理対策等

人材確保指針に規定される人材確保のために取り組むべき措置	担当部局	施策の概要	実施状況	20年度予算(案)の状況	今後の対応
ア 従事者が心身ともに充実して仕事ができるよう、より充実した健康診断を実施することはもとより、腰痛対策等の健康管理対策の推進を図ること。(経営者、関係団体等、国、地方公共団体)	労働基準局安全衛生部労働衛生課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「職場における腰痛予防対策指針」の策定及び周知 ※ 職場における腰痛予防の観点から、介護等の業務を行う際の作業姿勢や動作、職員の体制等を規定。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成19年度地方労働行政運営方針において、「介護事業等において腰痛が増加していることから、「職場における腰痛予防対策指針」について、介護事業場に対する集団指導等の機会を捉えて周知を図る」よう都道府県労働局長に指示。 	3百万円	<ul style="list-style-type: none"> ○ 腰痛の発生が多い介護作業等を重点に、適切な介護用機器の導入等腰部への負担を軽減する具体的手法を検討し、職場における腰痛予防指針の必要な見直しを行い、その周知徹底を図る。
	老健局振興課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 財団法人テクノエイド協会において、「介護施設における職員の腰痛対策としての福祉用具活用調査」を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成19年9月に、調査のための第1回検討会を実施。 	-	-
	職業安定局需給調整事業課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護労働安定センターにおいて医師等の専門家を委嘱し、介護労働者の健康確保に関する相談事業を実施。(対象：事業主、労働者、雇用管理責任者等) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成18年度相談件数 863件 【平成19年度予算額：16百万円】 	16百万円	<ul style="list-style-type: none"> ○ 周知等を図りつつ、引き続き実施。

人材確保指針に規定される人材確保のために取り組むべき措置	担当部局	施策の概要	実施状況	20年度予算(案)の状況	今後の対応
イ 従事者のストレスを緩和し、心の健康の保持増進を図る観点から、相談体制を整備するなど、メンタルヘルス対策等の推進を図ること。(経営者、関係団体等、国、地方公共団体)	社会・援護局福祉基盤課	<p>○ 福利厚生センターによるメンタルヘルス講習会の実施</p> <p>※ 社会福祉法人福利厚生センターにおいて、福利厚生事業の一環として、職員のメンタルヘルス不全の早期発見とその対処方法を身に付けることを目的としたメンタルヘルス講習会を実施。</p>	<p>○ 平成19年度においては、メンタルヘルス講習会を、7月に東京・大阪で2回実施。(109人が受講。)</p> <p>○ 平成19年度より、東京・大阪の2会場においてメンタルヘルス講習会を実施。</p> <p>《リンク》 http://www.sowel.or.jp/htdocs/life/index.html</p> <p>【平成19年度予算：福利厚生センター運営事業費159百万円の内数】</p>	158百万円	<p>○ 引続き、福利厚生センターにおいて、メンタルヘルス講習会を実施。</p> <p>○ 平成20年度より、福祉人材センターにおいて福祉人材確保重点月間を定め、その中でメンタルヘルス等の相談事業等の実施を検討。</p>
	職業安定局需給調整事業課	<p>○ 介護労働安定センターにおいて医師等の専門家を委嘱し、介護労働者の健康確保に関する相談事業を実施。(対象：事業主、労働者、雇用管理責任者等)</p>	<p>○ 平成18年度相談件数 863件</p> <p>【平成19年度予算額：16百万円】</p>		16百万円

人材確保指針に規定される人材確保のために取り組むべき措置	担当部局	施策の概要	実施状況	20年度予算(案)の状況	今後の対応
ウ 利用者の安全を確保し、従事者が安心して仕事ができるよう、日頃より医療機関や保健所等との連携に努めるとともに、手洗いや消毒の励行等の感染症対策の推進を図ること。 (経営者、関係団体等、国、地方公共団体)	老健局振興課	○ 指定事業者が満たすべき指定基準において、常に利用者の健康保持のための適切な措置を講ずるとともに、協力医療機関等を定め、感染症又は食中毒の発生又は蔓延の防止に努めなければならない旨を規定。	-	-	○ 指定基準を遵守するよう、引き続き都道府県等による指導を実施。
	社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課		-	-	
	雇用均等・児童家庭局家庭福祉課、育成環境課、保育課、母子保健課	○ 児童福祉施設に対する都道府県による指導監督	-	-	○ 児童福祉法、児童福祉施設最低基準等を遵守するよう、引き続き都道府県等による指導を実施。 ○ 被措置児童の権利擁護のための体制整備を行うため、改正法案を国会提出予定。
	職業安定局需給調整事業課	○ 介護労働安定センターにおいて医師等の専門家を委嘱し、介護労働者の健康確保に関する相談事業を実施。(対象：事業主、労働者、雇用管理責任者等)	○ 平成18年度相談件数 863件 【平成19年度予算額：16百万円】	16百万円	○ 周知等を図りつつ、引き続き実施。

⑥ 職員配置

人材確保指針に規定される人材確保のために取り組むべき措置	担当部局	施策の概要	実施状況	20年度予算(案)の状況	今後の対応
従事者の労働の負担を考慮し、また、一定の質のサービスを確保する観点から、職員配置の在り方に係る基準等について検討を行うこと。 (国)	老健局振興課・計画課・老人保健課	○ 介護事業者に対しヒアリングを行う等による職員配置の在り方に係る基準等についての検討	—	—	—
	社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課	○ 職員配置の在り方に係る基準等についての検討	—	—	—

⑦ 福利厚生

人材確保指針に規定される人材確保のために取り組むべき措置	担当部局	施策の概要	実施状況	20年度予算(案)の状況	今後の対応
<p>従事者の余暇活動や日常生活に対する支援を行うなど、従事者のニーズに的確に対応した福利厚生事業の推進を図ること。(経営者、福利厚生センターその他の関係団体等)</p>	<p>社会・援護局福祉基盤課</p>	<p>○ 社会福祉法人福利厚生センターにおいて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 健診費用の助成等の健康支援事業 ② 宿泊・レジャー施設の優待割引等の余暇支援事業 ③ 弔慰金・見舞金の支給等の生活支援事業 ④ メンタルヘルス講習会の実施等の啓発支援事業等の福利厚生事業を実施。 	<p>○ 毎年、会員拡大に努め、現在約19万人(平成19年度5月現在)の会員に達しており、スケールメリットを生かした多種多様なメニュー(42種類)を会員に提供。</p> <p>《リンク》 http://www.sowel.or.jp/</p> <p>【平成19年度予算：福利厚生センター運営事業費159百万円】</p>	<p>158百万円</p>	<p>○ 会員等に対するアンケート調査を基に、既存事業内容の見直しを行っていき、事業の改善・拡充等を行うとともに、引続き、福利厚生事業を推進。(毎年度)</p>

⑧ 適正な雇用管理の推進

人材確保指針に規定される人材確保のために取り組むべき措置	担当部局	施策の概要	実施状況	20年度予算(案)の状況	今後の対応
<p>経営者に対する雇用管理に関する相談事業、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成4年法律第63号）に基づく助成金の活用促進、福祉・介護サービスの実態に応じた雇用管理の好事例の情報提供等に取り組むこと。（経営者、介護労働安定センターその他の関係団体等）</p>	<p>職業安定局 需給調整事業課</p>	<p>○ 介護基盤人材確保助成金の支給 介護関連事業主が新サービスの提供等を行うのに伴い、一定の要件を満たす特定労働者を新たに雇い入れた場合（3人まで）に、雇入れた労働者の賃金の一部を助成。</p> <p>○ 財団法人介護労働安定センターにおいて雇用管理改善に係る各種事業を実施。</p> <p>① 雇用管理に関する情報提供、相談・援助事業</p> <p>② 介護雇用管理助成金の支給 介護関連事業主が新サービスの提供等を行うのに伴い、雇用管理改善のための事業を実施した場合、その経費の2分の1を助成。</p> <p>③ 介護労働者雇用管理診断システムの構築 事業主が抱える雇用管理の個々の問題点と照合できる簡易な診断システムを構築し、ウェブ上で情報提供を行う。</p> <p>④ その他の啓発事業 介護分野における雇用管理改善のためのシンポジウム及びフォーラムの開催</p>	<p>○ 介護基盤人材確保助成金 平成18年度 10,622人</p> <p>【平成19年度予算：3,067百万円】</p> <hr/> <p>① 雇用管理に関する情報提供、相談・援助事業 平成18年度 112,817件</p> <p>② 介護雇用管理助成金 平成18年度 10,119件</p> <p>③ 介護労働者雇用管理診断システム 平成19年度新規構築のため実績無し</p> <p>④ 介護労働シンポジウム 平成18年度 486人 雇用管理改善推進フォーラム 平成18年度 1,184人</p> <p>【平成19年度予算：介護労働者雇用改善援助事業等交付金957百万円（職業安定局所管事業分）の内数】</p>	<p>2,616百万円</p> <p>介護労働者雇用改善援助事業等交付金902百万円（職業安定局所管事業分）の内数</p>	<p>—</p> <p>○ 平成20年度において、相談・援助事業の一部拡充を実施。</p>

⑨ 業務の省力化等

人材確保指針に規定される人材確保のために取り組むべき措置	担当部局	施策の概要	実施状況	20年度予算(案)の状況	今後の対応
<p>ア IT技術や自働具を含む福祉用具の積極的な活用等を通じて、業務の省力化に努めること。(経営者、関係団体等、国、地方公共団体)</p>	<p>老健局振興課</p>	<p>○ 財団法人テクノエイド協会による福祉用具情報システムの運営</p> <p>※ 福祉用具の効率的な利用を促進するための基盤整備として、全国に散在している福祉用具製造事業者等及び福祉用具情報を一元的にデータベース化し、これを福祉・保健・医療情報ネットワークシステム(WAMNET)に提供すると共にインターネット、福祉用具総覧等を通じて広く情報発信を実施。</p>	<p>○ テクノエイド協会のホームページにおいて、福祉用具製造事業者等に関する企業情報 573 社分、福祉用具情報 6,101 点分を掲載。</p> <p>《リンク》 http://www.techno-aids.or.jp/</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
		<p>○ 財団法人テクノエイド協会による福祉用具の研究開発助成</p> <p>※ 長寿社会福祉基金(独立行政法人福祉医療機構)を財源として、福祉用具に関する研究開発費の助成を実施。</p>	<p>○ 平成18年度採択件数 24 件、実績額 219 百万円。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

人材確保指針に規定される人材確保のために取り組むべき措置	担当部局	施策の概要	実施状況	20年度予算(案)の状況	今後の対応
(アの続き)		<p>○ 財団法人テクノエイド協会に対する事業費の補助</p> <p>※ 「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律」第7条において、民間法人を指定する旨を規定しており、この指定法人が法律に基づいて行う福祉用具の試験評価、情報の収集・提供及び支援協力事業を行うための事業費の補助を実施。</p>	<p>○ 平成18年度においては、福祉用具の相談担当職員等を対象とした効果的な福祉用具の活用や導入を図るための研究会の開催等の事業を実施。</p> <p>【平成19年度予算：40百万円】</p>	40百万円	-
イ サービスの提供に関する記録等の各種書類の作成に係る事務の効率化・簡素化に努めること。(経営者、関係団体等、国、地方公共団体)	老健局 振興課・計画課・老人保健課	○ 指定介護予防支援事業者が行う介護予防支援業務の一層の効率化の推進。	○ 「介護予防支援業務の実施に当たり重点化・効率化が可能な事項について」(平成19年7月23日付け老振発第0723001号・老老発第0723001号)を通知。	-	-

⑩ その他

人材確保指針に規定される人材確保のために取り組むべき措置	担当部局	施策の概要	実施状況	20年度予算(案)の状況	今後の対応
<p>従事者の育児休業や研修受講等の事情により、欠員が生じる場合に、円滑に代替職員が確保できるよう、支援すること。(福祉人材センター、福祉人材バンクその他の関係団体等)</p>	<p>社会・援護局福祉基盤課</p>	<p>○ 福祉人材確保重点事業</p> <p>※ 福祉分野に就労を希望する者に対する無料職業紹介等を行う都道府県福祉人材センターの運営経費を補助。</p>	<p>○ 育児休業など一定期間の代替職員の雇用について無料職業紹介事業で対応。</p> <p>【平成19年度予算：セーフティネット支援対策事業費補助金18,000百万円の内数】</p>	<p>セーフティネット支援対策事業費補助金 19,500百万円の内数</p>	<p>○ 職員の急な欠員等があった場合の代替職員の確保方策について検討。(平成20年度以降)</p>

(2) 新たな経営モデルの構築

人材確保指針に規定される人材確保のために取り組むべき措置	担当部局	施策の概要	実施状況	20年度予算(案)の状況	今後の対応
① 福祉・介護サービスが人によって支えられる事業であることを踏まえ、福祉・介護サービスを行うのにふさわしい経営理念を確立するとともに、質の高いサービスを確保する観点から、サービスの内容に応じた採用方針や育成方針の確立など、明確な人事戦略を確立すること。(経営者、関係団体等)	社会・援護局福祉基盤課	○ 「社会福祉法人経営の現状と課題—新たな時代における福祉経営の確立に向けての基礎作業—」の作成	—	—	—
② 現状において多数を占める小規模かつ脆弱な経営基盤からの脱却を図るため、複数の福祉・介護サービスの実施又は従事者の共同採用や人事交流、資材の共同購入、設備の共同利用など経営者間のネットワークの構築を進めること等により、経営基盤を強化すること。(経営者、関係団体等)	社会・援護局福祉基盤課	○ 「社会福祉法人経営の現状と課題—新たな時代における福祉経営の確立に向けての基礎作業—」の作成 ○ 中央福祉人材センターにおける介護職員の定着促進等に向けた取組みの研究及び法人間のネットワーク化研究事業 ※ 都道府県福祉人材センター間の連絡・調整や指導等を行うとともに、福祉人材の動向に関する情報収集等を行う中央福祉人材センターの運営経費を補助。	○ 当該事業は、平成 20 年度概算要求に新規事業として盛り込んだところ。 【平成 19 年度予算：中央福祉人材センター運営事業費 58 百万円の内数】	— 61 百万円	○ 関係団体等の協力を得つつ、現場における介護職員の人材確保に関する取組や法人間のネットワークの構築事例を収集・研究し、介護職員の定着促進等に向けた課題の整理と好事例の収集、それらに関する情報提供を行う事業を検討。(平成 20 年度メド)

人材確保指針に規定される人材確保のために取り組むべき措置	担当部局	施策の概要	実施状況	20年度予算(案)の状況	今後の対応
③ 管理者等が労働環境の改善やキャリアアップの仕組みの構築等の取組の重要性を十分認識すること等を通じて、質の高い人材を確保し、質の高いサービスを提供するための組織体制を確立すること。(経営者、関係団体等)	社会・援護局福祉基盤課	○ 「社会福祉法人経営の現状と課題—新たな時代における福祉経営の確立に向けての基礎作業—」の作成	—	—	—
		○ 人材確保指針の周知	○ 人材確保指針について、 ① 都道府県、関係団体に対し、その周知に関して協力を依頼する旨を通知 ② 9月18日に開催された障害保健福祉担当主管課長会議において、説明を行うとともに、資料を配付 ③ 厚生労働省ホームページに関係資料を掲載するなどの取組を実施。 《リンク》 http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/dl/fukusijinza.pdf	—	—

人材確保指針に規定される人材確保のために取り組むべき措置	担当部局	施策の概要	実施状況	20年度予算(案)の状況	今後の対応
④ 福祉・介護制度の下で、柔軟かつ創意工夫を活かした経営を行うことができるよう、社会福祉法人制度改革等の規制改革を推進すること。(国、地方公共団体)	社会・援護局総務課	○ 社会福祉法人が一定の条件の下、基本財産以外の資産について、株式投資等の資産運用を容認。	○ 「社会福祉法人の認可について」の一部改正通知(平成19年3月30日付け雇児発第03300004号・社援発第0330001号・老発第0330001号)を発出。	—	—
	老健局計画課	○ 特別養護老人ホームにおける介護報酬の充当対象となる公益事業の範囲を拡大。	○ 「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」の一部改正通知(平成19年3月30日付け老発第0330007号)の発出。	—	—
	社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課	○ 障害者支援施設における自立支援給付費の使途範囲を公益事業へ拡大。	○ 「障害者自立支援法の施行に伴う移行時特別積立金等の取扱いについて」の一部改正通知(平成19年3月30日付け障発第0330003号)の発出。	—	—
⑤ 経営主体や事業の規模・種類、地域特性に応じた経営の実態を把握するとともに、これらを踏まえた福祉・介護サービスを行うのにふさわしい経営理念や経営の在り方を研究し、先進的な取組についての周知を図るなど、その成果について普及を図ること。(関係団体等、国、地方公共団体)	社会・援護局福祉基盤課	○ 「社会福祉法人経営の現状と課題—新たな時代における福祉経営の確立に向けての基礎作業—」の作成	—	—	—
		○ 中央福祉人材センターにおける介護職員の定着促進等に向けた取組みの研究及び法人間のネットワーク化研究事業 ※ 都道府県福祉人材センター間の連絡・調整や指導等を行うとともに、福祉人材の動向に関する情報収集等を行う中央福祉人材センターの運営経費を補助。	○ 当該事業は、平成20年度概算要求に新規事業として盛り込んだところ。 【平成19年度予算：中央福祉人材センター運営事業費 58百万円の内数】	61百万円	○ 関係団体等の協力を得つつ、現場における介護職員の人材確保に関する取組や法人間のネットワークの構築事例を収集・研究し、介護職員の定着促進等に向けた課題の整理と好事例の収集、それらに関する情報提供を行う事業を検討。(平成20年度メド)

人材確保指針に規定される人材確保のために取り組むべき措置	担当部局	施策の概要	実施状況	20年度予算(案)の状況	今後の対応
⑥ 福祉・介護サービスに係る事業の施設・設備の整備や事業の運営に係る融資を行うほか、経営の安定化に資するため、経営診断事業等を推進すること。(独立行政法人福祉医療機構その他の関係団体等)	社会・援護局福祉基盤課	○ 福祉医療機構による融資制度、経営診断事業 ※ 社会福祉施設等の経営の安定及び向上にするため、集団経営指導(セミナー)及び特別養護老人ホーム等に対する個別経営診断・指導を実施。	① 集団経営指導 ・平成18年度 17回実施、2,706人参加 ・平成15年度からの累計 64回実施、9,197人参加 ② 個別経営診断・指導 ・平成18年度 280件実施 ・平成15年度からの累計 380件実施	—	○ 経営診断メニューの多様化を図るとともに、経営改善を支援する必要の高い事業への一層の重点化を検討。

(3) 介護技術等に関する研究及び普及

人材確保指針に規定される人材確保のために取り組むべき措置	担当部局	施策の概要	実施状況	20年度予算(案)の状況	今後の対応
<p>① 利用者の自立を支援し、より質の高い福祉・介護サービスを提供する観点から、自助具を含む福祉用具や住環境の整備等の研究を行うとともに、その成果について普及を図ること。(経営者、関係団体等、国、地方公共団体)</p>	<p>老健局振興課</p>	<p>○ 財団法人テクノエイド協会による福祉用具情報システムの運営</p> <p>※ 福祉用具の効率的な利用を促進するための基盤整備として、全国に散在している福祉用具製造事業者等及び福祉用具情報を一元的にデータベース化し、これを福祉・保健・医療情報ネットワークシステム(WAMNET)に提供すると共にインターネット、福祉用具総覧等を通じて広く情報発信を実施。</p>	<p>○ テクノエイド協会のホームページにおいて、福祉用具製造事業者等に関する企業情報 573 社分、福祉用具情報 6,101 点分を掲載。</p> <p>《リンク》 http://www.techno-aids.or.jp/</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
		<p>○ 財団法人テクノエイド協会による福祉用具の研究開発助成</p> <p>※ 長寿社会福祉基金(独立行政法人福祉医療機構)を財源として、福祉用具に関する研究開発費の助成を実施。</p>	<p>○ 平成 18 年度採択件数 24 件、実績額 219 百万円。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

人材確保指針に規定される人材確保のために取り組むべき措置	担当部局	施策の概要	実施状況	20年度予算(案)の状況	今後の対応
(①の続き)	老健局振興課	<p>○ 財団法人テクノエイド協会に対する事業費の補助</p> <p>※ 「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律」第7条において、民間法人を指定する旨を規定しており、この指定法人が法律に基づいて行う福祉用具の試験評価、情報の収集・提供及び支援協力事業を行うための事業費の補助を実施。</p>	<p>○ 平成18年度においては、福祉用具の相談担当職員等を対象とした効果的な福祉用具の活用や導入を図るための研究会の開催等の事業を実施。</p> <p>【平成19年度予算：40百万円】</p>	40百万円	-

人材確保指針に規定される人材確保のために取り組むべき措置	担当部局	施策の概要	実施状況	20年度予算(案)の状況	今後の対応
② 従事者の負担を軽減する観点から、腰痛対策等に関する介護技術について、これまでの研究成果の評価・分析を行いつつ、より適正かつ実践的な技術の研究及び普及を図ること。(経営者、職能団体、養成機関の団体その他の関係団体等、国、地方公共団体)	老健局振興課	○ 財団法人テクノエイド協会において、「介護施設における職員の腰痛対策としての福祉用具活用調査」を実施。	○ 平成19年9月に、調査のための第1回検討会を実施。	-	-
		○ 財団法人テクノエイド協会による福祉用具情報システムの運営 ※ 福祉用具の効率的な利用を促進するための基盤整備として、全国に散在している福祉用具製造事業者等及び福祉用具情報を一元的にデータベース化し、これを福祉・保健・医療情報ネットワークシステム(WAMNET)に提供すると共にインターネット、福祉用具総覧等を通じて広く情報発信を実施。	○ テクノエイド協会のホームページにおいて、福祉用具製造事業者等に関する企業情報573社分、福祉用具情報6,101点分を掲載。 《リンク》 http://www.techno-aids.or.jp/	-	-
		○ 財団法人テクノエイド協会による福祉用具の研究開発助成 ※ 長寿社会福祉基金(独立行政法人福祉医療機構)を財源として、福祉用具に関する研究開発費の助成を実施。	○ 平成18年度採択件数24件、実績額219百万円。	-	-